

令和5年2月22日

裁判所におけるマスク着用の考え方を見直し等について

最高裁判所事務総局

(見直しの趣旨)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、令和5年5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5類感染症に位置づけられることとなった。この位置づけの変更により、新型コロナウイルス感染症の感染対策は、現在の「新型インフルエンザ等感染症」として、行政が様々な要請や関与をしていく仕組みから、今後は、季節性インフルエンザ等への対応と同様に、個人の選択を尊重することを基本とする考え方へと転換することになるとされている。（1月27日厚生科学審議会感染症部会「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」、同日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」）

そして、この位置づけの変更に先立つ3月13日から、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とするとの見直しが実施されることとなった。マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していくこととされている。

（2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方を見直し等について」（以下「本件政府対策本部決定」という。））

上記に鑑み、東邦大学医学部微生物・感染症学講座の舘田一博教授（司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員）の専門的知見に基づく御意見を踏まえ、以下のとおり、裁判所におけるマスク着用の考え方を見直すこととした。

(概要)

- 裁判所職員においてマスクの着用を徹底し、来庁者に対しても原則としてマスクの着用を要請するものとしている現在の取扱いを改め、それぞれの裁判所職員や来庁者の主体的な選択を尊重し、原則として、着用は各人の判断に委ねる。(第1)
- 今後も、基本的な感染防止対策（特に、体調不良者がいないことを確実にすること、換気の確実な実施や対人距離の確保を含む「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生の確保）は重要である。各庁において現在実施しているマスク着用以外の感染防止対策については、原則として、全てこれまでどおり続けることとする。(第2)
- この見直しは3月13日から適用し、それまでの間はこれまでの感染防止対策を引き続き実施する。(第3)

第1 マスク着用について

- 1 裁判所職員においてマスクの着用を徹底し、来庁者に対しても原則としてマスクの着用を要請するものとしている現在の取扱いを改め、それぞれの裁判所職員や来庁者の主体的な選択を尊重し、原則として、着用は各人の判断に委ねる。
- 2 ただし、本件政府対策本部決定において一定の場合（以下の※参照）にマスク着用が推奨等されていることを踏まえ、以下の(1)から(4)までの場合には、各記載の対応を取ることとする（以下に記載した職員のマスク着用は全て各職員の任意の判断によるものであり、来庁者等に対するマスク着用の協力依頼も全て任意の協力を依頼するものである。したがって、職員に対しても来庁者等に対しても、本人の意思に反してマスク着用を強いることのないよう注意する。）。

※ 本件政府対策本部決定においては、A高齢者等重症化リスクが高い者への感染を防ぐ

ため、マスク着用が効果的な場面（高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時等）ではマスクの着用を推奨する、**〔B〕**症状がある者等がやむを得ず外出する時にはマスクを着用するとされており、裁判所においてもこれを踏まえた対応を取ることが重要である。また、**〔C〕**事業者が感染対策上又は事業上の理由等により利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されるとされていることから、出張等で他の事業所等を訪問する際の配慮が必要となる。**〔A〕**については以下の(2)①、(3)及び(4)参照。**〔B〕**については以下の(1)参照。**〔C〕**については以下の(2)②参照。）

- (1) 職員が体調不良者と接する必要がある場合（体調不良者に対して退庁を促す場面や体調不良者に対して勾留質問を行う場合等が考えられる。）には、自らマスクを着用することが望ましく、また、相手方にもマスク着用への任意の協力を依頼することとする。もっとも、本人の意思に反してマスク着用を強いることのないよう注意する。

※ したがって、体調不良者が傍聴人として在廷した場合には、マスク着用への任意の協力を依頼することが考えられる。しかしながら、このようなマスク着用の協力の依頼に応じないことを理由として（又は理由の一つとして）さらに退廷命令まで発令することは、マスクを着用するかどうかは個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないようにするとの基本的な考え方と相容れないものと考えられる。

- (2) 出張等で、①高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等を訪問する場合、②訪問先からマスクの着用を求められた場合には、自らマスクを着用することが望ましく、また、同行する当事者等事件関係者にもマスク着用への任意の協力を依頼することとする。もっとも、本人の意思に反してマスク着用を強いることのないよう注意する。

※ 同行する当事者等事件関係者からマスク着用への任意の協力を得られない場合、当該事件関係者が同行しないことが可能かどうか、マスク非着用者がいても当該施設等

を訪問することが可能かどうかといった調整を行いつつ、当該用務の内容・性質・緊急性、当該施設等の性質（医療機関や高齢者施設等なのか、それ以外の施設なのか）や当該施設等がマスク着用を求める理由・必要性の程度等の諸般の事情を総合考慮して対応を検討することになると考えられるが、マスク非着用者の訪問につき当該施設等の同意・協力が得られない場合には、原則として、無理して出張等を強行することなく、出張等を見送ることが相当であると考えられる。

- (3) 当事者等事件関係者（傍聴人は含まない。）や裁判員・調停委員等の事件手続に参加する非常勤職員から重症化リスクが高いことを理由に他の手続参加者にもマスクを着用してほしいとの要望があった場合、当該要望者に接する職員は自らマスクを着用することが望ましく、当該要望者に接する他の手続参加者にもこの要望を伝えることとする。もっとも、要望を伝える際には、本人の意思に反してマスク着用を強いることのないよう注意する。

※ 要望者に対して重症化リスクの具体的内容（重症化リスクの原因が年齢なのか持病なのか、具体的な年齢や持病の具体的内容等）を詳細に聴取することやその裏付けとなる資料（身分証明書や診断書等）を求めることは必要でも相当でもなく、要望の内容から重症化リスクが高い趣旨が読み取れば足りる。

※ 他の手続参加者に要望を伝える際には、要望者や要望の理由を伝えることなく、事情によりマスクの着用を希望している方がいらっしゃる旨を伝えるのが相当である。どのような伝え方をしても要望者や要望の理由が明らかになる場合には、当該要望者にあらかじめその旨を断っておく。

- (4) 事件手続に関与する職員は、当該手続を主宰する職員に対し、重症化リスクが高いことを理由に他の手続参加者にもマスクを着用してほしいとの自らの要望を伝えることができる。この要望を受けた手続主宰者は、当該職員にその理由を確認した上で、その理由に応じ、上記(3)に準じて対応する。

- 3 来庁者に対しては、ウェブサイト等を通じて、①裁判所におけるマスクの着用は原則としてそれぞれの職員や来庁者の判断に委ねられていること、②例外

的にマスクの着用をお願いする必要があることを周知する。

第2 マスク着用以外の感染防止対策について

今後も、基本的な感染防止対策（特に、体調不良者がいないことを確実にすること、換気の確実な実施や対人距離の確保を含む「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生の確保）は重要であり、引き続き取組を続ける必要がある。

1 各庁において現在実施しているマスク着用以外の感染防止対策については、以下に断りのない限り、全てこれまでどおり続けることとする。なお、マスク着用の考え方の見直しに伴い、現在実施している感染防止対策を変更・加重したり、新たな感染防止対策を実施したりする必要はない。

2 これまでマスクを着用しない場合に執ることとされていた以下の措置は、執る必要がない。

(1) マウスシールドやフェイスシールドの利用

(2) 2メートルの対人距離の確保

これまでマスクを着用しているという前提で1メートル程度の対人距離を確保するとされてきた場面（法廷・手続室において発言することが想定される当事者等事件関係者間の対人距離、待合室・待合スペースにおける座席間の距離、会議室における発言する参加者間の距離等）においては、マスク非着用であっても、2メートルの対人距離を確保する必要はなく、これまでどおり1メートル程度の対人距離を確保すれば足りる。

(3) 昼食時等においてマスクを外した状態で会話しないこと

3 現在設置しているパーティション（アクリル板、ビニールシート、段ボールパーティション等、種類を問わない。）については、当面の間、これまでどおり設置を続ける。

4 感染した職員と一定程度の接触があった職員等につき登庁を控えさせる等の措置は取りやめることとする（ただし、保健所による濃厚接触者の認定があっ

た場合は、これに従う。)。なお、症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者が登庁を控えるべきことは、これまでどおり変更がない。

第3 見直しの時期

この見直しは3月13日から適用し、それまでの間はこれまでの感染防止対策を引き続き実施する。